

業務仕様書

1. 件名

放送大学学園本部防犯カメラ設置業務

2. 概要及び目的

放送大学学園本部（放送大学千葉学習センターを含む。）を利用する学生及び教職員（以下「利用者」という。）の安心・安全の確保並びに問題発生時の早期解決に寄与するために防犯カメラを設置する。

3. 履行場所

千葉市美浜区若葉二丁目11番（放送大学学園本部）

4. 履行期限

令和4年3月31日

5. 構成

(1) 防犯カメラ一式（以下「本システム」という。）の設置

場所、設置台数等は以下の通り。詳細は別図（カメラ配置図）を参照。

- ・屋外用全方位ネットワークカメラ（固定） 7台
- ・配線、HUB等、カメラ以外に必要な機器（以下「ネットワーク機器」という。） 一式

（内訳）

- ・屋外用全方位ネットワークカメラ（固定） 計7台
 - ① 若葉会館 1台
 - ② エネルギーセンター 1台
 - ③ エネルギーセンター横倉庫 1台
 - ④ 大型倉庫 1台
 - ⑤ 西制作棟付近外灯 1台
 - ⑥ 西管理棟 1台
 - ⑦ セミナーハウス 1台
 - ・ネットワーク機器 一式
- 上記の危機の設置に必要な場所に配置

6. 本システムの基本要件

- (1) 本システムは、防犯カメラによるライブ映像および記録映像を表示することが可

能なカメラシステムとする。

(2) 本システムは、既存クマヒラ製入退室管理システムGG2およびセキュアモニタSTD IIとの接続が可能なものとする。

(3) 防犯カメラ機能

- ・カメラ映像は、有効解像度：680万画素以上・撮影範囲半径10m以上で、撮影した人間の特定が可能であること
- ・当施設内の夜間などで暗くなる場所や、逆光が厳しい環境の所でも、ブレの少ない鮮明な映像を提供することができるものとする。

(5) 記録機能

- ・全てのカメラ映像は、毎日常時24時間連続的に記録を行い、常に最新の14日間の映像を保存し、古い映像データから順に上書きしていくものとする。
- ・記録画像は指定した部分を電子ズームなどで拡大表示が可能なものとする。
- ・記録された映像の表示は、録画装置から再生開始時刻を指定して検索を行い、再生表示するものとする。また、再生開始時刻の指定をスライドバー等、マウスで簡易的に操作できる手段を有すること。
- ・記録映像の再生中も、映像記録を止めることはないものとする。
- ・記録画像は、外部記憶媒体に簡易的にダウンロードが可能とし、他のパソコンで再生が可能なものとする。このとき、データの暗号化を実施し、他のパソコンには特別なソフトウェアやハードウェアを必要としないものとする。

7. 本システムの仕様

機器については下記の基準を満たす物として、全て新品とする。

(1) 屋外用全方位ネットワークカメラ（固定） 7台

- ① 有効画素数 680万画素以上であること。
- ② 100BASE-TXのネットワークに接続できること。
- ③ DC12VまたはPoE給電に対応していること。
- ④ 解像度 1280×720px以上に対応していること。
- ⑤ 最低照度はカラー時0.02lx、白黒時0.013lxまで対応していること。
- ⑥ 画像圧縮方式は、H.265、H.264、JPEGに対応し、同じ圧縮方式でそれぞれ独立に4ストリーム分の配信が可能であること。
- ⑦ 動作検知（VMD）機能を有すること。
- ⑧ 最大フレームレートは30fpsに対応できること。
- ⑨ 画像の表示として、パノラマ、ダブルパノラマ、魚眼（オーバービュー）に対応していること。
- ⑩ 画角は、水平180度以上、垂直180度以上であること。

⑪ 保護等級IP66を有していること。

(2) ネットワーク機器 一式

① 導入後の修理・保守点検が可能な製品であること。

7. 関係法令及び規格基準

本業務は次の法令等に従い履行すること。

- ① 建築基準法・消防法・労働安全衛生法
- ② 建築工事共通仕様書（国土交通省官房庁営繕部監修）
- ③ 機械設備工事共通仕様書（国土交通省官房庁営繕部監修）
- ④ 公共建築改修工事標準仕様書
- ⑤ 千葉県条例・地域条例
- ⑥ 日本工業規格
- ⑦ その他関係法令及び規格

8. 安全対策

(1) 管理体制

- ・受注者は、監督職員と立入区域、作業期間、作業内容、緊急時の連絡体制を協議するとともに、安全管理に関する確認事項を定めてチェックリストを作成し、監督職員に提出すること。

(2) 緊急時の連絡と対処

- ・事故発生等の緊急事態が発生した場合には応急措置を実施するとともに予め監督職員が指示した連絡先に速やかに連絡すること。また事故等の内容を記載した報告書を監督職員に報告するとともに苦情、事故等の処理は受注者が責任をもって対処することとする。

(3) 安全管理、工程管理等

- ・放送大学学園の運営に配慮した工程等を計画し、監督職員の承認を得ること。なお、停電等を伴う作業の際は、事前に監督職員と協議の上日程を調整し、学園の運営に支障をきたさないよう配慮すること。
- ・歩行者、車両の通行する付近での工事には安全確保のために必要に応じ、誘導員を配置すること。
- ・火気等を使用する場合は施設担当者に事前に承認を得ること。
- ・受注者が敷地内の駐車場等を利用する場合には、事前に監督職員の上承を得ること。

(4) その他

- ・受注者は業務の履行に当たっては、常に細心の注意をはらい労働基準法及び

関係法令等を遵守し、施設利用者や作業員の安全確保に努めること。本業務に係る苦情、事故等の処理は受注者が責任をもって対処すること。

- ・現場は常に清潔に保ち、材料等を散らかさない。作業終了時には、整理整頓・現場周辺等の清掃を行うこと。
- ・知り得た個人情報を含めた情報の漏洩防止に対して万全を期すこと。
- ・反社会勢力から不当要求または不当介入を受けた場合は、これを拒否し速やかに本学担当者へ報告するとともに警察への通報及び調査上必要な協力を行うこと。

9. その他

(1) 搬入、据付調整

- ① カメラ等機器の搬入、配線、据付、接続、調整を行い、各機器の動作確認を行うこと。必要とする関連機器の調達は本業務に含むこと。
- ② 作業前に設置現場を実測の上、本学に図面を提出し、承認を得ること。
- ③ 作業従事者に対する指揮監督者を置くこと。本学との本業務の実施にあたる連絡調整は指揮監督者との間で行うこととし、指揮監督者は、本学の指示等を確実に全作業従事者に伝えるとともに、その責任において作業従事者の指揮監督及び作業を行うこと。
- ④ 搬入等の作業に際しては、壁、床等を傷つけないように、必要に応じて養生した後に行うこと。また、傷ついた場合は直ちに本学の担当者に報告し、その指示に従うこととし、供給者の負担において修復等を行うこと。
- ⑤ 本システムに係る工事は、本学と協議し本学が指定する日時で行うこと。
- ⑥ 本システムの管理者及び使用者の求めに応じて、操作説明を十分に行い、運用開始予定日までに支障なく業務開始できるよう配慮すること。
- ⑦ 導入システム及び各装置について、日本語の操作マニュアルを電子及び紙媒体で提供すること。

(2) カメラ設置、調整等

- ① 防犯カメラ設置に際しては、画角等の検討を十分に行い、監視業務に支障のないように調整すること。
- ② 防犯カメラの落下事故のないように強固に設置すること。
- ③ 配線にあたって、ケーブルを露出させないこと。
- ④ 防犯カメラの設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及び防犯カメラ取付金具等の設置に必要な部材については、本業務に含むものとする。
- ⑤ 本仕様書に明記がなくとも施工上、機能上及び構造上当然必要と認められる軽微な修理や改善を行い、その費用は本業務の費用に含むものとする。

- ⑥ 本学と設置前に以下の協議を十分に行うこと。
 - ・ 防犯カメラ取付位置及びカメラの方向等
 - ・ 設置作業日程及び時間帯
- ⑦ 防犯カメラについては、取付場所及び画角調整を施設担当者と協議し、承認を受け設置すること。
- ⑧ 夜間であっても既設照明の明かりで、十分に画像が確認できる機能を有すること。(赤外線撮影可)
- ⑨ 年間を通じて温度等の環境の変化に耐えうること。

(3) 配線

- ① 配線を有線とする場合は隠ぺい処理を基本とし、やむを得ず露出する場合は事前に監督職員と協議の上、モール・金属配管等により施工すること。
- ② 壁面および天井への機器の取付には、専用の金具を使用し十分な落下防止対策を行うこと。
- ③ 配線工事に関しては、既設配線に影響を与えないために監督職員と十分な打ち合わせを実施しその指示に従うこと。
- ④ 機器の設置および配線部材はすべて受注者において準備すること。
- ⑤ 貫通処理を伴う場合は事前に監督職員と協議の上で施工すること。
- ⑥ 天井内に増幅器やスイッチングハブ等を設置する場合は、工事完了後メンテナンスを行えるよう点検口を設けるか既存点検口付近に設置施工すること。
- ⑦ 設置する配線・機器類は新品を使用すること。

(5) 保守・点検等

- ① 本仕様書で納入するすべての機器を常時正常な状態で使用できるようにすること。
- ② 保証期間は、納品検収後1年以上とし、保証期間中に通常利用の中で故障が発生した場合には、無償で修理又は交換を行うこと。
- ③ 機器障害等に5年間保証対応できる保守部品等の対策を講じること。(外的要因の場合は除く。)
- ④ 業務完了後、メンテナンスを行える構造としメーカー等から部品調達、修理が行えること。
- ⑤ 保守体制として、今回導入するシステムについて一本化した連絡窓口を用意すること。連絡は、電話及び電子メールで行えること。平日(土、日祭日、年末年始及びメーカーの定めた休日以外)の9時から17時までにおいて、システムに障害が発生した場合に、連絡窓口への連絡ができ、迅速に現場での対応ができる体制を用意すること。

- ⑥ 保証期間内外を問わず、故障・不良等が発生した場合は速やかにかつ的確に対処すること。また、原因、対処方法を速やかに本学担当者に報告すること。
- ⑦ システムを構成する機器等に関して、運用管理に必要な情報を提供すること。システム稼働後に保守を行った際は、随時内容を説明すること。変更等を行った場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録して書面で提供すること。
- ⑧ 取付作業が完了後は、施設担当者と設置場所の確認を実施し、取扱説明を行うこと。

(6) その他

- ① 材料、機器の検査（調査も含む）並びに設置に伴う測定等に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。なお、本仕様書に明記の無いものであっても、業務上当然必要な費用は受注者の負担とする。
- ② 設計書等に記載がなくても、施工上必要とされるものはすべて本工事に含むこととする。
- ③ 本システムのカメラ等機器について、先に設置業務を受注している業者との連絡調整は密に図ること。
- ④ 本工事に関連する官公署との打合せ及び申請・届出に関する業務と費用については、すべて受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の使用材料は必ず施設担当者の審査を受けることとする。
- ⑥ 業務上使用する用水、電力等については必要最小限にとどめるよう努力すること。
- ⑦ 火気等を使用する場合は施設担当者に事前に承認を得ることとする。
- ⑧ 本工事に伴うすべて（防犯カメラシステムの設置・運用に必要となる接続コード類、機器の搬入、据付、調整、ソフトウェアおよび周辺機器等のドライバインストール等、機器の設置・設定に係る必要なすべての部材、作業及び手続等に必要な機材）関連工事一式は本業務に含めるものとする。
- ⑨ 停電からの復電時に自動復旧ができること。
- ⑩ 容易に破壊されない構造であること。
- ⑪ 録画装置及び画像確認モニターを設置するためのキャビネットを用意すること。
- ⑫ その他の詳細は本学担当者の指示による。
- ⑬ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本学と受注者双方協議の上、決定する。